

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する
市税の申告等の期限の延長について（お知らせ）

平成30年7月31日

大分市では、今回の災害による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の市税の申告等の期限を次のとおり延長します。

○指定地域

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

○対象者

指定地域内に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長する期限

平成30年7月5日以降に到来する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限

○延長の期間

別途告示で定める期日

○お問い合わせ先

個人市県民税・法人市民税に関すること	市民税課	電話097-537-5729
固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	電話097-537-5610
軽自動車税・その他税に関すること	税制課	電話097-537-7314
税の納付に関すること	納税課	電話097-537-5611